薬生食輸発1216第1号 令和2年12月16日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (アルゼンチン産いんげん豆のメトスルフロンメチル)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年12月8日付け薬生食輸発1208第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、アルゼンチン産いんげん豆の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、アルゼンチン産いんげん豆のメトスルフロンメチルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、アルゼンチン産いんげん豆のメトスルフロンメチルについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
				輸出者及び包装者
令和2年	アルゼンチン	いんげん豆及びそ	残留農薬(メトス	CALLERIS SNC DI CALLERIS
12月16日		の加工品(簡易な	ルフロンメチル)	GIOVANNI AND C. (イタリア)
		加工に限る。)		